

環境の保全に関する協定（環境保全協定）対象工場選定基準

平成22年4月1日

1 対象地域

環境保全協定を締結する工場は、大規模な工場群が立地してコンビナートを構成する千葉市から富津市に至る東京湾沿岸部を対象地域とすることを原則とする。

2 対象規模

(1) 大気関係

- ア 燃料使用量が重油換算で2kℓ/H（最大使用時）以上であること。
- イ 燃料使用量は重油換算で2kℓ/H未満であるが、原燃料からばい煙を多量に排出すること。
- ウ 有害物質を大量に排出すること。

(2) 水質関係

- ア 水質を保全するための規制の必要がありながら法規制の対象外とされていること。
- イ CODもしくはBOD負荷量で50kg/日以上排出すること。
- ウ 有害物質を含む排水*を50 m³/日以上排出すること。

(3) 地盤沈下関係

地下水採取量が500 m³/日以上であること。

3 締結工場のうち対象規模以下の扱い

環境保全協定を締結している工場で、協定対象規模基準に該当しない工場は、細目協定改定時に、その後も協定を継続するか否かについて、県、市及び工場の3者で協議して定める。

注) * 水質関係ウの「有害物質を含む排水」とは、排水溝に排出される排水の濃度が、細目協定別表第12 有害物質の排出基準（1）有害物質の排出基準の値を上回るか又は上回るおそれのある排水をいう。